

令和元年(2019年)10月12日(土曜日)

団体代表の請求却下

三島駅南口
開発訴訟 訴えは「不適法」 静岡地裁

三島駅南口西街区の
開発事業を巡り、三島
市が土地開発公社が
ら事業地を買い取らな
かったのは違法行為に
当たるなどとして、三
島駅南口の整備を考
える市民の会の渡辺
豊博代表(69)＝同市＝
が豊岡武士市長を相手

「産」に当たらないと判
断。このため「その管
理を怠る事実の違法確
認を求めることはでき
ない」などとした。
原告側は、市が公社
に先行取得させた事業
地約3千平方メートルに
ついて、買い取り請求権を
行使せず、公社から東
急電鉄に直接売却さ
れたと指摘。適正な不
動産鑑定が行われず安
価で取引されたため、
転売利益を得られなか
ったなどと訴えてい
た。

取り、財産管理の違法
確認を求めた訴訟の
判決で、静岡地裁は11
日、原告側の訴えを
「不適法」として却下
した。
判決で増田吉則裁判
長は、原告が主張する
本件の買い取り請求権
は地方自治法上の「財

渡辺代表は判決後に
県庁で記者会見し「入
り口論でシャッターを
下ろされ、奥にある膨
大な疑義の判断をい
ただけず残念」とし、
控訴する意向を示し
た。

市側は「市の主張が
認められたものと思っ
ている」としている。